

車のナンバープレートは見やすく表示!

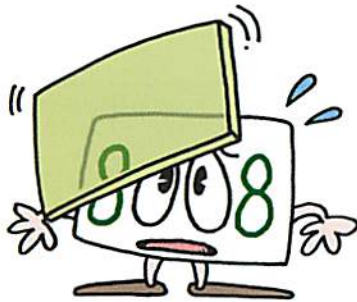
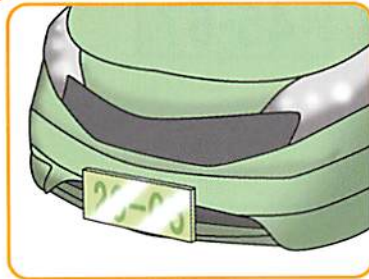


ナンバープレートの表示義務が 明確化されます

平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されます。

平成28年4月1日から
禁止

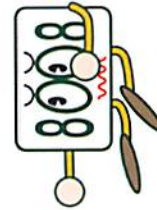
カバー



ナンバープレートカバーは
装着禁止!!
無色透明でもダメ!!

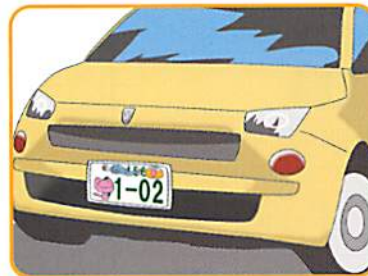
回転

回転させて
取り付けは
いけません。



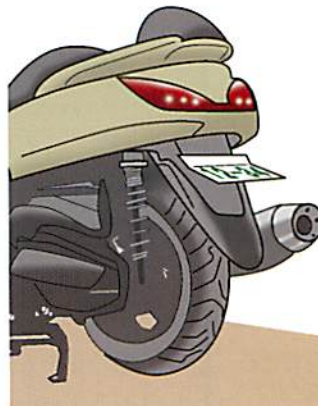
ひふく 被覆

ナンバープレートの
すべての文字が判読でき
なければダメ!!




折り返し

折り返しては
いけません。



車のナンバープレートの表示に係る新基準

これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」とだけ定められていたナンバープレートですが、新基準により位置や角度が数値で明確に規定されました。知らなかったではすみません！

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位置	番号（ナンバープレートのすべての文字をいう。以下、同じ。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角度	上下向き ^{※1}	上向き10°～ 下向き10°	上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	上向き25°～ 下向き15° 1.2m超	上向き40°～ 下向き15°
	左右向き ^{※1}	左向き10°～ 左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		左右向き0°
回転	水平				
被覆・汚れ・ 物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フレーム ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 幅^{※2}が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 厚さ^{※3}が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 脱落するおそれのないもの 			禁止	
ボルトカバー ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの 厚さが^{※3}が9mm以下 脱落するおそれのないもの 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 確実に取り付けていること 折り返されていないこと、表裏・上下が逆でないこと等、番号の識別に支障が生じないこと 				

※1 角度（上下向き・左右向き）、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。（平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。）

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令・
告示施行

H28.4.1

猶予期間

平成33年3月31日までに
初めて登録・検査・使用の
届出がある自動車に適用

新基準の
全面適用

H33.4.1

平成33年4月1日以降に初
めて登録・検査・使用の届
出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

（自動車登録番号標等の表示の義務）
第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

（自動車登録番号標の表示の義務）
第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度（上下・左右） 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度
例：上10°～下10°（四輪前面）
左5°～0°（四輪後面）
上40°～下15°（二輪後面）

角度（回転） 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの
例：左右幅18.5mm以下、厚さ30mm以下

平成 28 年 3 月 29 日

自動車局

世界初！「ドライバー異常時対応システム」のガイドラインを策定しました ～ドライバーの発作等に起因する交通事故の防止に向けて～

国土交通省は、ドライバーが急病等により運転の継続が困難になった場合に自動車を自動で停止させる「ドライバー異常時対応システム」のガイドラインを世界に先駆けて策定しました。

このガイドラインにより、当該システムを搭載したバス等の早期導入が期待されます。

<背景>

近年、ドライバーの健康状態が急変し、運転の継続が困難な状況に陥ってしまう事故が複数発生しております。

このような事態を受けて、国土交通省自動車局では、産学官が連携した先進安全自動車（ASV[※]）推進検討会において、平成 23 年度より、「ドライバー異常時対応システム」の技術的な要件等を検討してまいりました。

<ガイドラインの概要>

対象

二輪車を除くすべての自動車

検知方法

①システムによる「異常自動検知型」、②「ドライバー押しボタン型」、③「同乗者押しボタン型」の3タイプ。

運転者への作動警報

検知方法の①は誤作動が、③は悪戯等が懸念されることから、減速開始前に運転者に一定時間警報。（運転者に異常がない場合、その間に運転者が作動を解除。）

制御（減速度）

後続車の追突や立ち席の乗客に考慮した減速度。

同乗者への報知

同乗者、特に立ち席の乗客に対して、ドライバーに異常が起きているため減速をかけることを音や表示等で注意喚起。（急な減速等に備えるため）

他の交通への報知

付近を走行する他の車両や歩行者等に対し、自車に異常が起きていることを警報音で報知。また、後続車には、ハザードランプの点滅により減速をかけることを報知。

○ ドライバー異常時対応システムの概要については別紙をご参照ください。

※ ASV とは Advanced Safety Vehicle の略で、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車のことです。

ASV 推進検討会については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/index.html>

【お問い合わせ先】

自動車局 技術政策課 谷口・山村・山口

代表：03-5253-8111（内線 42257、42256）、直通：03-5253-8592、FAX：03-5253-1639

現状

- ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合にドライバーの異常を自動検知し又は乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」の研究・開発が進められている。

異常検知

- 運転手、乗客がボタンを押す
- システムが自動検知



自動制御

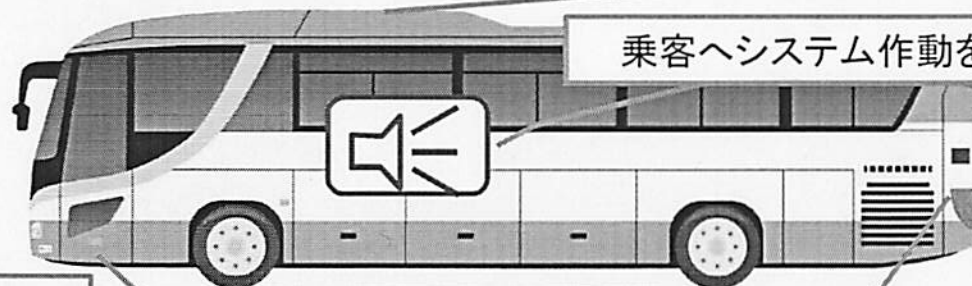
減速停止等

乗客へシステム作動を報知

周囲に異常が起きていることを報知

ハザードランプ点滅

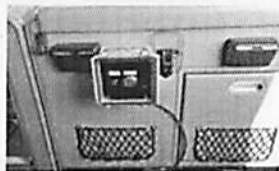
ブレーキランプ点灯



異常検知

1. 押しボタン方式

- 運転者による押しボタン
- 乗客による押しボタン



2. 自動検知方式

- システムがドライバーの姿勢、視線、ハンドル操作を監視し、異常を検知



自動制御

1. 単純停止方式

徐々に減速して停止（操舵なし）

2. 車線内停止方式

車線を維持しながら徐々に減速し、車線内で停止（操舵は車線維持のみ）

3. 路肩停止方式 ← 本ガイドラインの対象外、検討を継続

車線を維持しながら徐々に減速し、可能な場合、路肩に寄せて停止